

### 内部監査のためのチェックリストの例

この例は、特定保税承認者が、法令遵守体制の運営及び外国貨物の管理等に関する税関手続等が法令遵守規則及び手順書等に基づき適切に行われているか否かについて、自ら定期的に監査を実施する際の参考として作成したものです。

なお、実際の監査においては、法令の遵守状況が適切に確認されているものであれば、形式等は問いません。

# 内部監査チェックリスト

(監査年月日：令和 ●年 ●月 ●日～令和 ●年 ●月 ●日)

特定保税承認者	〇〇株式会社 監査部 総括管理部門
---------	----------------------

## 内部監査におけるチェックリスト

(注) 判定欄には、各事項について適正に履行されていると認めた場合には「○」を、適正に履行されていないと認めた場合には「×」を記入。監査記録には、判定の理由について記載。

### 1 法令遵守体制の運営等

事 項	判定	監 査 記 録
① 会社組織、経営内容等の基本的事項に変更はないか。	○	運輸及び物流部門が分割される等内部体制に変更があったため、新旧対照図（別添1）を作成し、●月●日に東京税関に提出済み。
② 法令遵守体制の現状について、次の事項を中心に、税関に連絡している内容との間に相違がないか等の確認を行う。		
① 法令遵守規則及び手順書等	○	法令遵守規則及び手順書の一部（報告及び危機管理）を変更したため、新旧対照表（別添2）を作成し、●月●日に東京税関へ提出済み。
② 最高責任者	○	最高責任者について、変更はない。
③ 各部門の業務内容及び責任者	○	●月●日に監査部門等の責任者に変更があったため、新旧対照図（別添1）を作成し、●月●日付で東京税関に提出済み。なお、業務内容について変更はない。
④ 業務を関係企業等に委託している場合には、委託先、委託先における業務内容及びその責任者等	○	委託先業者及びその業務内容について変更はないが、委託先である(株)□□の責任者が●月●日付で変更となったため、●月●日付で東京税関に連絡済み。
③ 事業部門の業務の全体又は一部を他の者に委託している場合は、委託先に対し法令遵守に必要な指揮・監督が適正に行われているか。		
① 委託先の業務評価を行っているか。	○	委託先の業務評価として、●月●日に(株)□□へ、●月●日に(株)△△へ、それぞれの業務内容について確認し、関税関係法令に基づき適正に実施されていることを確認済み。
② 自社と同水準以上の法令遵守体制が維持	○	委託先（(株)□□及び(株)△△）における法令遵守体制を●月●日及び●月●

されているか。		日確認。いずれも承認時と変わらず体制が維持されていることを確認済み。
④ 関税法の規定により届出を求められている社名及び所在地の変更以外に、上記①から③までについても、変更又は相違があった場合には、その旨を税関に連絡することとしているか。	○	上記のとおり変更があった項目については、速やかに東京税関へ連絡済みである。

## 2 税関手続の履行状況及び貨物の管理状況等

事 項	判定	監 査 記 録
① 特定保税承認者に係る各保税蔵置場又は保税工場における貨物管理業務に関し、「届出蔵置場内部監査チェックリスト」の各事項（蔵置管理体制等を除く。）を確保するための手順及び体制が整えられているか。	○	下記②に掲げる事項以外について確認し、いずれも適正にその手順及び体制が整えられていることを確認済み。
② 特定保税承認者に係る各保税蔵置場又は保税工場における貨物管理業務に関し、「届出蔵置場内部監査チェックリスト」のうち蔵置管理体制等各事項を確保するため、以下の手順及び体制が整えられているか。		
① 当社が所有又は管理する貨物施設について、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障壁、壁、扉、施錠機構等に損傷はないか。</li> <li>・ 監視カメラは正常に作動するか（監視カメラを設置している場合に限る。）。</li> <li>・ 警備員による巡回等が行われているか（警備員を配置している場合に限る。）。</li> </ul>	○	●月●日に貨物管理施設及び貨物保全状況について確認し、適正に貨物管理、貨物保全されていることを確認済み。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他外部からの不正なアクセスを防止するための設備等に異状はないか。</li> </ul>		
㊸ 貨物の搬出入の際のチェックは厳正に行われているか。	○	送り状及び出荷指示書等との対査確認状況及び在庫保管状況を確認済み。
㊹ 出入する従業員、外来者及び車両のチェックは厳正に行われているか。	○	入構記録票等の記録及び訪問者パス等の管理状況を確認済み。
㊺ 海上輸送コンテナの壁内等のチェック、コンテナへの施封等は適正に行われているか。	○	バンニング前のコンテナチェック体制及びコンテナシールの保管状況を確認済み。
㊻ 空の海上輸送コンテナは適正に保管管理されているか。	○	空コンテナの保管管理状況を確認済み。
㊼ 不審者が侵入等した場合には、適切に対処できる体制が維持されているか。	○	現場従業員に連絡体制等を確認済み。
㊽ 不審貨物又は異状のある貨物等があった場合には、適切に対処できる体制が維持されているか。	○	現場従業員に連絡体制等を確認済み。
㊾ 情報セキュリティについて、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ID及びパスワードによる認証などのアクセス制限措置を講じているか</li> <li>・ 部外者からの不正なアクセスを防止するための必要な措置を講じているか</li> <li>・ データバックアップなどのデータの消失対策を講じているか</li> </ul>	○	社内セキュリティ規則に基づいて、各項目が実施されていることをシステム担当部門からのヒアリングにより確認し、さらに事務所において任意に抽出した従業員に対してID及びパスワードの管理状況を確認済み。

### 3 委託先業者の管理状況

事 項	判定	監 査 記 録
-----	----	---------

<p>① 外国貨物の蔵置等に関する業務を委託している場合、各保税蔵置場又は保税工場における貨物管理業務に関し、「届出蔵置場内部監査チェックリスト」の各事項（蔵置管理体制等を除く。）を確保するための手順及び体制が整えられているか。</p>	○	委託先について、下記②に掲げる事項以外について確認し、いずれも適正にその手順及び体制が整えられていることを確認済み。
<p>② 外国貨物の蔵置等に関する業務を委託している場合、各保税蔵置場又は保税工場における貨物管理業務に関し、「届出蔵置場内部監査チェックリスト」のうち蔵置管理体制等各事項を確保するための手順及び体制が整えられているか。</p>		
<p>① 当社が所有又は管理する貨物施設について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障壁、壁、扉、施錠機構等に損傷はないか。</li> <li>・ 監視カメラは正常に作動するか（監視カメラを設置している場合に限る。）。</li> <li>・ 警備員による巡回等が行われているか（警備員を配置している場合に限る。）。</li> <li>・ その他外部からの不正なアクセスを防止するための設備等に異状はないか。</li> </ul>	○	委託先の業務評価として、●月●日に(株)□□へ、●月●日に(株)△△へ、それぞれの貨物管理施設及び貨物保全状況について確認し、適正に貨物管理、貨物保全されていることを確認済み。
<p>② 貨物の搬出入の際のチェックは厳正に行われているか。</p>	○	当社からの送り状及び出荷指示書等との対査確認状況及び在庫保管状況を確認済み。
<p>③ 出入する従業員、外来者及び車両のチェックは厳正に行われているか。</p>	○	入構記録票等の記録及び訪問者パス等の管理状況を確認済み。
<p>④ 海上輸送コンテナの壁内等のチェック、コ</p>	○	バンニング前のコンテナチェック体制及びコンテナシールの保管状況を確認済み。

ンテナへの施封等は適正に行われているか。		認済み。
㊸ 空の海上輸送コンテナは適正に保管管理されているか。	○	空コンテナの保管管理状況を確認済み。
㊹ 不審者が侵入等した場合には、適切に対処できる体制が維持されているか。	○	現場作業員に連絡体制等を確認済み。
㊺ 不審貨物又は異状のある貨物等があった場合には、適切に対処できる体制が維持されているか。	○	現場作業員に連絡体制等を確認済み。
㊻ 情報セキュリティについて、 ・ ID及びパスワードによる認証などのアクセス制限措置を講じているか ・ 部外者からの不正なアクセスを防止するための必要な措置を講じているか ・ データバックアップなどのデータの消失対策を講じているか	○	社内セキュリティ規則に基づいて、各項目が実施されていることを確認済み。

#### 4 税関その他の官公庁に対する連絡体制

事 項	判定	監 査 記 録
① 税関及び関係官公庁との連絡窓口の担当者に変更はないか。	○	担当者の変更がないことを確認済み。
② 貨物の異常、税関手続又は他法令手続の不備等が発生した場合に、迅速に税関及び関係官公庁に連絡される体制、手順は維持されているか。	○	法令遵守規則及び手順書に基づく連絡体制及び手順が維持されていることを担当者に確認済み。

## 5 社内の連絡体制

事 項	判定	監 査 記 録
① 各部門における責任者等への連絡体制は、法令遵守規則又は手順書等に基づいて適正に運用されているか。	○	社内イントラネット等に掲載されている連絡体制の内容を担当者に確認済み。
② 部門間の連絡体制は、法令遵守規則又は手順書等に基づいて適正に運用されているか。	○	社内イントラネット等に掲載されている連絡体制の内容を担当者に確認済み。
③ 貨物の事故等が発生した場合に、法令遵守規則又は手順書等に基づいて、その状況が正確に関係部門等へ報告される体制が維持され、適正に運用されているか。	○	社内イントラネット等に掲載されている連絡体制の内容を担当者に確認済み。
④ 上記③の事故等について、原因究明、再発防止索等が適切に講じられる体制が維持され、適正に運用されているか。	○	法令遵守規則及び手順書に基づく体制が適正に維持され、適正に運用されていることを担当者に確認済み。

## 6 財務状況

事 項	判定	監 査 記 録
① 特定保税承認者における財務状況は、健全であるか。	○	過去2年において赤字を計上していないことを確認済み。
② 財務の監査にあたっては、監査法人による監査の実施など監査体制が適正に運用されているか。	○	●月●日に監査法人(△△)により監査を実施済み。
③ 納税の履行に支障を及ぼすような事案が発生した場合の情報伝達経路、連絡窓口が適正に運用されているか。	○	社内イントラネット等に掲載されている危機管理体制の内容を担当者に確認済み。

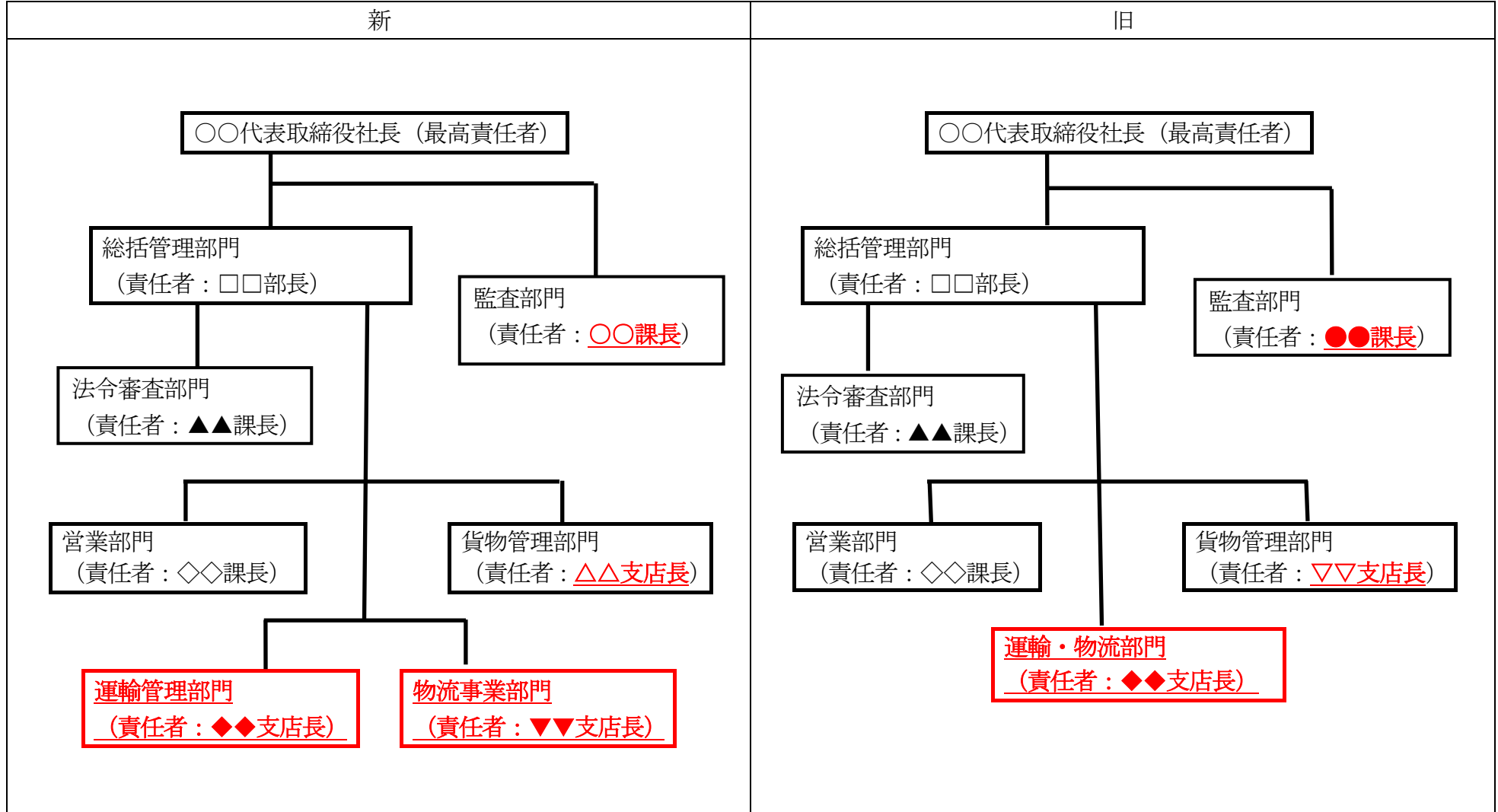
## 7 研修及び懲罰

事 項	判定	監 査 記 録
① 従業員の研修・教育は、法令遵守規則等に基づいて研修・教育プログラムが策定され、実施されているか。	○	<p>●月●日から●月●日まで「貿易実務研修」を実施。(□□部門担当者ほか、全 30 名受講。)</p> <p>●月●日に「第 1 回コンプライアンス研修」(全従業員対象。150 名受講。半日)、●月●日に「第 2 回コンプライアンス研修」(120 名受講、半日)を実施。</p>
② 実施されている研修等の項目は、税関手続及び貨物管理等の適正化の観点から適正なものとなっているか。	○	「貿易実務研修」のカリキュラムの内容から適正なものであることを確認済み。
③ 従業員の懲罰に関する規定は、有効に機能するような体制が維持され、適正に運営されているか。	○	懲罰に関する内部規程に基づき、適切な体制が維持されていることを確認済み。



(別添1)

内部体制の変更点 (新旧対照図)



(注) 責任者、部門等に変更があった場合には、変更点を朱書きする。

(別添2)

法令遵守規則又は手順書等の変更点 (新旧対照表)

1. 法令遵守規則

新	旧
<p>(報告及び危機管理)</p> <p>第 17 条 貿易関連業務についての事故、法令違反等又は関税等の納税に支障を及ぼす状況（以下「事故等」という。）が発生した際における連絡体制を整備する。</p> <p>2 事故等が発生した場合は、直ちに各部門の責任者に報告する。<u>また、事故等が発生した原因の究明等を行い、その概要も追って報告するものとする。</u>各部門の責任者は、事故等の程度に応じて、総括管理部門及び最高責任者に報告する。</p> <p>3 総括管理部門は、前項により報告を受けた事故等の内容を所管官庁に速やかに報告する。</p>	<p>(報告及び危機管理)</p> <p>第 17 条 貿易関連業務についての事故、法令違反等又は関税等の納税に支障を及ぼす状況（以下「事故等」という。）が発生した際における連絡体制を整備する。</p> <p>2 事故等が発生した場合は、直ちに各部門の責任者に報告する<u>とともに</u>、各部門の責任者は、事故等の程度に応じて、総括管理部門及び最高責任者に報告する。</p> <p>3 (省略)</p>

2. 手順書等

新	旧
<p>第 36 条 法令遵守規則第 17 条第 2 項の規定に基づき各部門の責任者へ報告する際には、発生した事故等の時間、場所その他概要を様式第 100 号を用いて直ちに報告するものとする。<u>また、当該事故等の原因の究明等を行い、その概要を追って報告する場合も同様とする。</u></p>	<p>第 36 条 法令遵守規則第 17 条第 2 項の規定に基づき各部門の責任者へ報告する場合には、発生した事故等の時間、場所その他概要を様式第 100 号を用いて直ちに報告するものとする。</p>

(注) 手順書等については、税関へ届け出たものについて変更があった場合に作成。